

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1092号

平成27年10月7日

宮崎県議会議長 星 原 透 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 村 社 秀 継

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2 物価・生計費等	2
3 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	5
4 民間給与との較差等に基づく給与改定	6
5 給与制度の総合的見直しに関する事項について	24
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保、育成等	25
2 女性職員の育成・登用の推進	26
3 雇用と年金の接続	27
4 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備	27
5 信頼の確保	30
III 勧告実施の要請	32
別紙第2 勧 告	33

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項、給与・勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきている。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について次のとおり検討を行ったので、その概要をここに報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えている。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、生計費をはじめ、国や他の地方公共団体の職員とともに民間事業の従事者の給与のほか、その他の事情を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきている。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、均衡の原則に基づき、地域の民間給与の状況に加え、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、その他の事情を総合的に考慮することが適当であると考えている。

2 物価・生計費等

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては0.6%、宮崎市においては0.8%それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における宮崎市における標準生計費は、2人世帯で139,333円、3人世帯で160,716円、4人世帯で182,098円となっている。

(3) 国家公務員と県職員との給与比較

ア ラスパイレス指数による比較

総務省による地方公務員給与実態調査の結果によると、平成26年4月1日現在において、国家公務員の俸給を100とした場合における本県職員の給料のラスパイレス指数は97.7となっている。

イ 平均給与月額による比較

国家公務員の平均給与月額と本県職員の平均給与月額を比較すると図1に示すとおりとなっている。

図1の左側の2本の棒グラフは、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の平均給与月額について平成26年4月の調査結

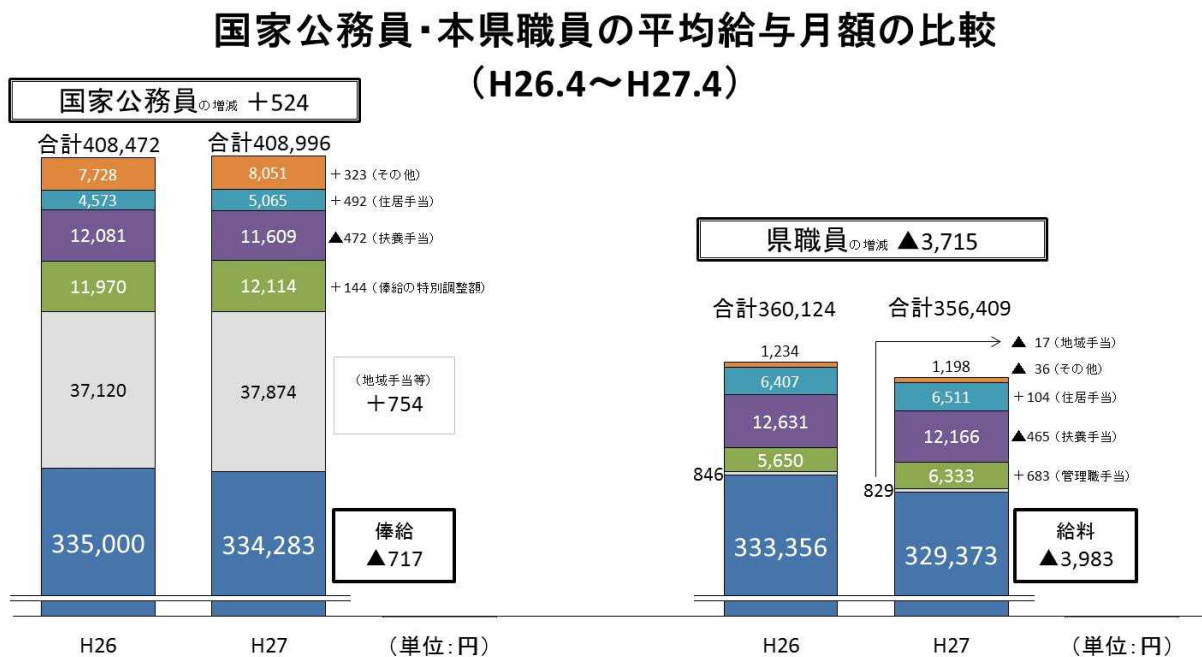
果と平成27年4月の調査結果を比較したものである。

国家公務員の平均給与月額においては、俸給の月額が717円減少し、地域手当等が754円増加しており、平均給与月額は昨年と比べて524円増加している。

一方、図1の右側の2本の棒グラフは、行政職給料表の適用を受ける本県職員の平均給与月額について平成26年4月の調査結果と平成27年4月の調査結果を比較したものである。

本県職員の平均給与月額においては、給料の月額が3,983円減少しており、管理職手当の10%減額措置の終了に伴い管理職手当が683円増加したものの、平均給与月額は大幅に減少（▲3,715円）し、昨年から本年にかけての国家公務員の平均給与月額の動きとは大きく異なっている。

< 図 1 >



※ 4捨5入の関係で、各数値の合計は一致しない場合がある。

また、本県は地域手当非支給地であることから、地域手当をはじめ諸手当を除外し国家公務員の平均俸給月額と本県職員の平均給料月額のみを平成27年4月時点で比較した場合、表1の上段に示すとおり、本県職員の平均給料月額は、国家公務員の平均俸給月額を▲4,910円下回っている。

国家公務員の平均俸給月額と本県職員の平均給料月額は、表1の下段に示すとおり、平成26年4月時点で比較しても本県職員が下回っているが、その差は、平成26年4月の▲1,644円から平成27年4月にはさらに、▲4,910円となり、▲3,266円拡大している。

表1 国家公務員と本県職員の平均給与月額の比較

区 分	平均給与 月 額	平均給料月額	扶養 手当	地 域 手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居 手当	その他
		(平均俸給月額)					
平成27年4月	円	円	円	円	円	円	円
本県職員(A)	356,409	329,373	12,166	829	6,333	6,511	1,198
国家公務員(B)	408,996	334,283	11,609	37,874	12,114	5,065	8,051
差(A)-(B)	▲52,587	▲4,910	557	▲37,045	▲5,781	1,446	▲6,853
平成26年4月	円	円	円	円	円	円	円
本県職員(A)	360,124	333,356	12,631	846	5,650	6,407	1,234
国家公務員(B)	408,472	335,000	12,081	37,120	11,970	4,573	7,728
差(A)-(B)	▲48,348	▲1,644	550	▲36,274	▲6,320	1,834	▲6,494

※1 平均給料月額及び平均俸給月額は、給与制度の総合的見直し又は給与構造改革に伴う経過措置として支給されている差額を含む。

※2 その他は初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

※3 表の上段は本県職員の行政職給料表適用者の平均給与月額、中段は国家公務員の行政職俸給表（一）適用者の平均給与月額、下段は両者の差（県-国）を示している。

※4 各欄の計は4捨5入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

3 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、本年8月6日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

この中で、本年の官民較差に基づく給与改定については、民間給与との1,469円の較差（0.36%）を埋めるため、平均0.4%の俸給表の引上げを行うとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を平成27年4月に遡及して実施する改定を行う勧告がなされたところである。

併せて、特別給については、民間の特別給の支給水準に均衡するよう支給月数を0.1月分引き上げる勧告がなされている。

次に、給与制度の総合的見直しに関しては、平成28年4月から実施する事項として、段階的に引上げを行うこととしている諸手当の見直しのうち、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額を一般職の職員の給与に関する法律（給与法）に定める支給割合及び支給額に引き上げるよう報告されている。

また、国家公務員の勤務時間については、平成28年4月から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する旨の勧告がなされている。

本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

4 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 県職員と民間の給与等の状況

ア 県職員の給与等の状況

この報告の対象となる職員は、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」及び「市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「市町村給与条例」という。）」の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの県職員について、本委員会は平成27年4月1日現在で「平成27年県職員給与等実態調査」を実施した。その主な調査結果は、表2のとおりである。

表2 平成27年県職員給与等実態調査の概要

区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比				
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
全職員	H27	15,113	43.8	64.9	35.1	79.7	6.9	12.7	0.8
	H26	15,224	43.7	65.4	34.6	79.5	7.0	12.7	0.8
	増減	▲ 111	0.1	▲ 0.5	0.5	0.2	▲ 0.1	0.0	0.0
うち 行政職員	H27	4,264	42.9	77.4	22.6	68.6	3.4	25.6	2.5
	H26	4,253	43.0	78.5	21.5	68.5	3.4	25.5	2.6
	増減	11	▲ 0.1	▲ 1.1	1.1	0.1	0.0	0.1	▲ 0.1

区分	平均給与月額	平均給料月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	
								円
全職員	H27	387,609	360,196	11,075	399	5,445	7,317	3,177
	H26	390,221	363,247	11,317	402	4,856	7,197	3,201
	増減	▲ 2,612	▲ 3,051	▲ 242	▲ 3	589	120	▲ 24
うち 行政職員	H27	356,409	329,373	12,166	829	6,333	6,511	1,198
	H26	360,124	333,356	12,631	846	5,650	6,407	1,234
	増減	▲ 3,715	▲ 3,983	▲ 465	▲ 17	683	104	▲ 36

※1 行政職員とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける県職員のことである。

※2 平均給料月額は、給与制度の総合的見直し又は給与構造改革に伴う経過措置として支給されている差額を含む。

※3 その他は初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※4 表の上段は平成27年の調査結果、中段は平成26年の調査結果、下段は増減（H27-H26）を示している。

※5 各欄の数値の計は4捨5入の関係で合計と一致しない場合がある。

2の(3)のイでも触れたところであるが、民間給与との比較に用いる行政職給料表の適用を受ける職員の給与を見ると、表2の下段の表に示すとおり、昨年と比べ、平均給与月額▲ 3,715円、平均給料月額▲ 3,983円と大きく減少している。

表2の上段の表を見ると、昨年と比べ職員数は11人増加し、平均年齢は0.1歳下がっているが、ほぼ横ばいであり、こうしたわずかな変化が平均給与月額及び平均給料月額が減少した要因とは考えにくい。

その他の県職員の給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

イ 民間の給与等の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 371事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 150事業所を対象（うち調査実施事業所数は 126事業所）として「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この中で、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職、年齢、学歴、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に春季給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

その主な調査結果は次のとおりである。

[初任給等の状況]

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で24.9%（昨年20.9%）、高校卒で19.6%（同21.2%）となっており、昨年に比べ大学卒では増加し、高校卒では減少している。

表3 民間における初任給の改定状況等

項目 学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
	%	%	%	%	%	円
大学卒	24.9	(30.7)	(69.3)	(0.0)	75.1	180,440
高校卒	19.6	(32.2)	(67.8)	(0.0)	80.4	146,357

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

[給与改定の状況]

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.4%となっており、昨年（30.0%）に比べて増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係 員	35.4	6.1	0.0	58.5
課長級	30.6	6.5	0.0	62.8

※ 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は80.8%と昨年（82.4%）に比べてやや減少しているものの、8割を超える民間事業所で定期昇給が実施されている。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は18.9%と昨年（29.0%）に比べて減少し、減額となっている事業所の割合は11.5%と昨年（4.8%）に比べて増加している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階	定期昇給					定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係員	81.7	80.8	18.9	11.5	50.4	0.9	18.3
課長級	74.8	73.8	19.2	10.8	43.8	1.0	25.2

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

〔特別給の支給状況〕

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の割合（以下「支給月数」という。）は、表6に示すとおり4.21月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	295,128円
	上半期（A2）	292,354円
特別給の支給額	下半期（B1）	613,299円
	上半期（B2）	622,296円
特別給の支給月数	下半期（B1/A1）	2.08月分
	上半期（B2/A2）	2.13月分
	年間計	4.21月分

※1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 ※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

その他の民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

(2) 民間給与との比較

ア 月例給

本委員会は、「平成27年県職員給与等実態調査」及び「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、行政職員の給与が民間給与を4,012円（1.10%）と大きく下回っている。

表7 県職員給与と民間給与との較差

行政職給料表関係		較差(A-B)
民間の給与(A)	職員の給与(B)	$\left[\frac{(A-B)}{B} \times 100 \right]$
368,321円	364,309円	4,012円 (1.10%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

イ 特別給

県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は4.10月であるが、民間の支給月数は前述のとおり4.21月となっている。

(3) 較差等の要因

① 公民較差の要因

(2)のアで述べたとおり、平成27年4月の民間給与と比較した公民較差は4,012円で、本県職員の給与は、地域の民間給与を大きく下回っているが、その要因は次のとおりと認められる。

民間における給与改定の状況は表4に示したとおり、ベースアップを実施した事業所の割合は、係員で35.4%、課長級で30.6%と昨年（係員30.0%、課長級26.2%）をそれぞれ上回っている。

また、定期昇給についても、表5に示したとおり、係員で80.8%、課長級で73.8%で、昨年（係員82.4%、課長級80.2%）には及ばないまでも、約8割の多くの民間事業所で実施されている。

一方で、県職員は、平成27年4月に実施した給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げに伴う経過措置として、引下げ後の新たな給料月額が、給料表の切替えが行われた日の前日である平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合はその差額（以下「経過措置額」という。）を給料として受給している。

この経過措置額の受給者は行政職給料表適用者の55.3%を占めており、平成26年4月1日と比べて実質的に給料が増加しないまま1つ年齢が上がり、中には役職段階が上がった者もあるため、役職段階・年齢別に見た場合には給与は下がったことになり、ラスパイレス方式により民間給与との比較を行った結果、4,012円と例年になく大きな較差が生じたものである。

② 国家公務員の平均俸給月額との差が拡大した要因

2の(3)のイで述べたとおり、平成27年4月時点で本県職員の平均給料月額是国家公務員の平均俸給月額を下回っており、昨年に比べその差が拡大している状況が認められるが、その要因は、給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げに伴う経過措置の取扱いの違いによるものと考えられる。

国家公務員も給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げに伴い、本県職員と同様に経過措置額を支給されている者が相当数に上っているが、国家公務員と本県職員では昇給時期が異なっているため、平成26年4月時点で同じ額の俸給月額又は給料月額（以下「給料月額等」という。）であった者同士について、本年4月以降、実際に受けている給料月額等を比較すると、本県職員の方が下回っている状況が生じている。

まず、国家公務員の場合は、既に平成27年1月1日に定期昇給が行われているため、経過措置として、昇給後の俸給月額に相当する額が支給される取扱いとなる。

これに対して、本県職員の場合は、平成27年4月1日にまず給料の引下げが行われ、その後、同日に定期昇給が行われるため、経過措置としては、昇給前の給料月額に相当する額が支給される取扱いとなっている。

この結果、国家公務員も本県職員も、同じ引下げ前の俸給表又は給料表が適用されているにもかかわらず、国家公務員は昇給後、本県職員は昇給前の給料月額等に相当する額が支給される取扱いとなるため、定期昇給1回分に相当する差が生じ、本県職員の給料の月額の方が低くなることとなる。

さらに、本県職員の場合、平成27年4月1日に給料月額が引き下げられた職員の中には、同日の定期昇給により給料表の引下げ前に受けていた給料月額を超え、経過措置の適用を受けない職員が相当数存在している。

これらの職員の給料の月額も、ほとんどの場合、国家公務員が経過措置により受ける俸給の月額（引下げ前の俸給表による昇給後の俸給月額に相当する額）を下回ることとなり、これらの職員を含めると同じ級及び号俸の国家公務員より、給料の月額が低い職員は、本県職員の約9割に及んでいる。

本県職員について、経過措置の取扱いを国家公務員と同様とした場合の平均給料月額を試算した場合、本県職員の平均給料月額は2,986円増加することとなるが、この額は、2の(3)のイで述べた、昨年から今年にかけて国家公務員の平均俸給月額と本県職員の平均給料月額の差が拡大した額（▲3,266円）に近い額となることから、国と県の経過措置の取扱いの違いにより、このような差が生じたものといえることができる。

③ 他の都道府県職員との比較

他の都道府県と比較すると、定期昇給の時期が1月1日である都道府県の割合は全国で約6割に上り、これらの都道府県職員と比べた場合、国家公務員と同様に、経過措置額の取扱いの違いにより、本県職員の給料の月額の方が低いことになる。

また、定期昇給が4月1日である残り約4割の都道府県の中でも、いわゆる給料表の水準調整を行っている団体や、給与制度の総合的見直しによる引下げ前の給料表を用いている団体、その他独自の措置を講じている団体等がその多くを占めている。

これらを踏まえると、本県は、数県を除く大半の都道府県、割合にして9割を超える都道府県に比べて給与月額又は給料の月額が低いと考えられる状況となっている。

(4) 給与改定に当たっての基本的考え方

① 地域における民間給与との均衡について

ここまで、物価・生計費の動き、国家公務員や他の都道府県職員と本県職員との給与比較、本県職員と民間の給与等の状況等について見てきたところであるが、本県職員の給与が、地域の民間給与並びに国家公務員及び多くの他の都道府県の職員の給与を下回っている状況が認められる。

本県職員の給与については、従前から地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、国や他の地方公共団体との均衡も考慮しながら、地域における民間給与との均衡を図るため、各年において公民較差を解消することを基本として給与改定を勧告してきた。

公民較差の解消により地域の民間給与水準と県職員の給与水準の均衡を図ることは、均衡の原則に基づき本県職員の適正な給与水準を実現する手段として、これまで長年にわたって行われ、県民の理解と納得が得られてきたものと認識している。

本年の勧告においてもこの基本的姿勢が変わることはなく、本県職員の給与が民間給与を大きく下回っている現状を踏まえ、

4,012円の公民較差を解消することを基本に、職員の給与改定の内容を検討する。

② 公民較差解消のために講ずる措置について

ア 人事院勧告に準じた給料表の改定及び地域手当の引上げ

国との均衡を考慮し、人事院勧告に準じて、給料表の引上げ（平均0.43%引上げ）を行うとともに、平成27年4月から地域手当の引上げを行うことが適当と考えられる。

イ 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し

アにより、人事院勧告に準じた給与改定を実施したとしても、なお3,000円を超える多額の未解消の較差が残るため、残った公民較差を解消する措置をさらに講じる必要がある。

公民較差を解消する措置としては、まず給料表の改定が考えられるが、本年は、経過措置額受給者が職員の半数を超えており、給料表を引き上げても実際に支給される給料の額が変わらない者が多数いるため、給料表改定による較差の解消効果が得られにくい状況にある。

このため、給料表の改定により公民較差を解消する場合は較差額を大幅に超える引上げを行わなければならないが、その結果、国の俸給表や他の地方公共団体の給料表と大きく乖離し、これらとの均衡を失すおそれがあるため、給料表の改定以外の方法を検討せざるを得ない。

次に考えられる措置は諸手当の改定であるが、民間の支給状況や国及び他の地方公共団体の制度と概ね均衡しており、引上げを行う状況にはない。

一方で、民間給与と大きな較差が生じた要因や、国家公務員の平均俸給月額との差が拡大した要因が、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの違いにあることは、(3)で述べ

たとおりである。

これらを踏まえると、残る多額の公民較差を解消する措置としては、まずは給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いについて、国及び多くの地方公共団体と均衡する水準となるよう見直すことが適当である。

ウ 高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止について

ア及びイの措置を講じたとしてもなお一定の較差が残るため、これを解消する措置として、行政職6級相当以上で55歳を超える職員に対する給料等の1%減額措置を廃止することが適当である。

当該減額措置は、高齢層職員の給与水準を抑制するため平成22年12月から当分の間の措置として、既に4年以上継続されてきたが、当該減額措置以外にも、これまで高齢層職員の給与水準抑制のための措置が重ねて講じられてきている。

本県独自の措置として平成16年1月から平成27年1月まで実施されてきた管理職手当の10%減額措置をはじめ、平成18年からの給与構造改革による中高年齢層の給料表水準の7%程度の引下げ、55歳を超える職員の昇給停止等の平成25年から平成26年にかけて実施した昇給・昇格制度の見直し、さらに平成27年度からの給与制度の総合的見直しにおいては、高齢層職員が多く在職する高位号給は最大4%程度の給料表水準の引下げが行われたところである。

これらの措置により、本県における高齢層職員の給与水準の抑制は着実に図られてきており、今後も給与制度の総合的見直しにより、さらに高齢層職員の給与水準の抑制が進むことを考

慮し、本年の公民較差を解消する措置の一つとして、当該減額措置を廃止することが適当である。

③ 地域における国家公務員の給与との均衡について

①及び②において、地方公務員法に定める均衡の原則に則り、民間給与並びに国家公務員の給与及び他の地方公共団体の給与との均衡等を考慮しながら、講ずべき措置を検討してきた。

ここで、地方公務員法に定める均衡の原則に関しては、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）（以下「研究会報告書」という。）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って助言等を行っているところである。

給与勧告に当たっては、この考え方に沿った検討が求められていることから、以下のとおり検討を行った。

ア ラスパイレス指数による比較

国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する際に一般的に用いられるラスパイレス指数については、2の(3)のアでも触れたところであるが、近年の推移を図2に示している。

図2のとおり、本県のラスパイレス指数は国を下回って推移しており、直近の平成26年4月は97.7と国家公務員の給与水

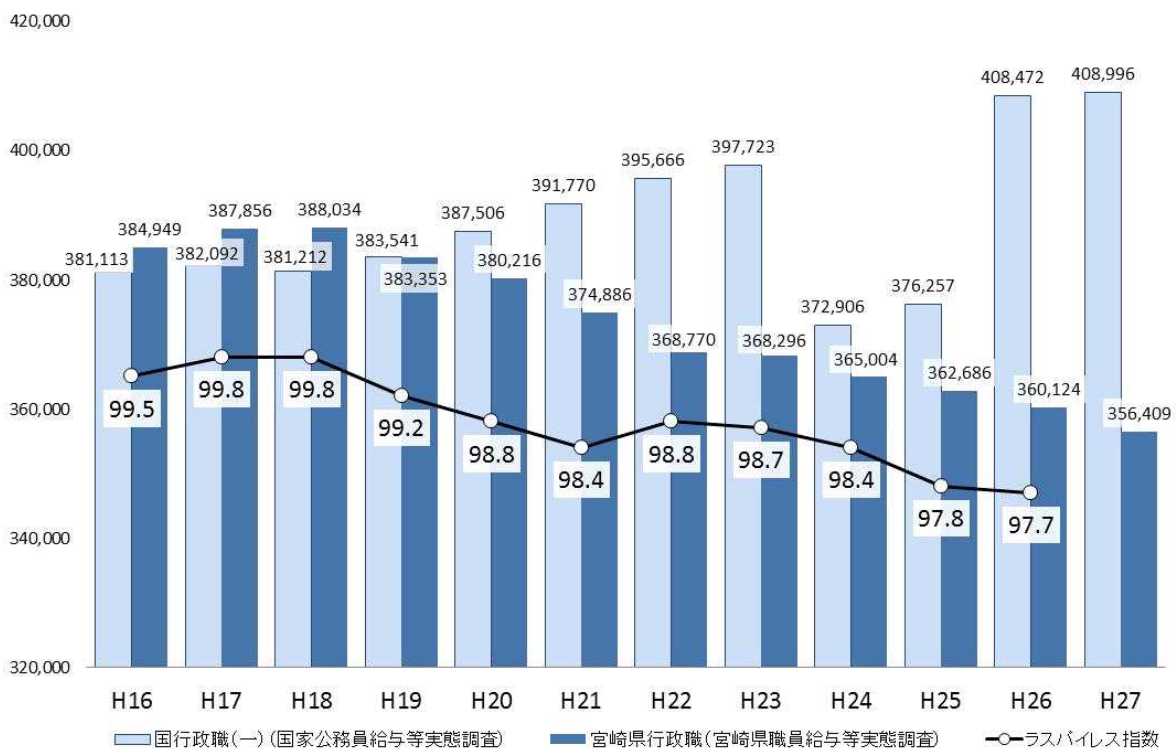
準を下回っている。

また、平成27年4月のラスパイレス指数は現時点では公表されていないが、国家公務員の平均俸給月額を微減し、本県職員の平均給料月額が大幅減となる結果、さらに低下することが予測される。

②に掲げる公民較差を解消する措置を実施した場合、本県職員の平均給料月額は増加するが、概ね平成26年4月時点の平均給料月額に近い水準にとどまると考えられることから、本県のラスパイレス指数は平成26年4月の値である97.7前後になるものと見込まれる。

< 図 2 >

国家公務員・宮崎県職員の平均給与月額、ラスパイレス指数の推移



※ H24及びH25のラスパイレス指数は、給与改定・臨時特例法による国家公務員給与の時限的な減額措置がないとした場合の参考値

イ 平均俸給月額及び平均給料月額による比較

次に、「地域における国家公務員の給与水準」とは、俸給と地域手当を合わせたものと説明されていることを踏まえ、国の俸給月額と本県職員の給料月額との比較を行った。

なお、地域の国家公務員のデータは公表されていないため全国の平均俸給月額（平成27年4月1日の行政職俸給表（一）の平均給与月額から諸手当を除いた平均俸給月額）を用いることとした。

国の俸給表の水準は民間賃金水準の低い下位12県の平均的な水準となるよう設定されており、地域の給与水準の違いは地域手当によって調整される制度となっていることから、これを本県など地域手当非支給地に勤務する国家公務員の標準的俸給月額として捉え、本県職員との比較に用いたとしても妥当性に問題は無いと考える。

2の(3)のイでも触れたとおり、本年の本県職員の平均給料月額は、昨年に比べ減少（▲ 3,983円）し、329,373円である。

これに対し、国家公務員の平均俸給月額の減少額はわずか（▲ 717円）にとどまり、334,283円となっている。

両者を比較すると、単純平均ではあるが、本県職員の平均給料月額が地域の国家公務員の平均俸給月額を▲ 4,910円下回っていることを示している。

ウ 総括

以上のとおり、経過措置の取扱いの違いを主たる要因として、本県職員の給与が地域の国家公務員の給与を相当程度下回っており、②に掲げた本県における公民較差を解消する措置を実施したとしても、地域における国家公務員の給与水準を超えることはないと考えられるため、本年の給与改定は、国の助言等や研究会報告書の趣旨に沿ったものである。

(5) 本年の給与の改定

県職員の給与決定の要素となる物価・生計費等の状況、国や他の地方公共団体の職員の給与及び民間給与の実態の概要は、以上の報告のとおりである。

本委員会は、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づいて、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、(4)に示した基本的考え方に基づき、県職員の月例給及び特別給について次のとおりとする必要があると判断した。

ア 月例給

本年における公民較差の大きさを考慮し、人事院勧告の改定内容を踏まえ、月例給を次のとおり改定する必要がある。

① 給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容（初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定）に準じて平均0.43%引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表（給与条例教育職給料表（二）及び市町村給与条例教育職給料表を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表（二）及び市町村給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成され

た参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

② 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

③ 地域手当

人事院勧告に準じて、段階的に引上げを行うこととしていた諸手当の引上げのうち、平成28年度以降に引上げを行う予定としていた地域手当の支給割合の引上げの一部を平成27年4月に前倒しして実施（0.5%～1%引上げ）する必要がある。

イ 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し

民間給与並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図るため、平成27年4月1日に実施した給与改定に係る経過措置額について、同日に遡及して補正を行うものとし、職員の受ける給料月額について、同日に給与改定がなかったとした場合に受けることとなる給料月額に相当する額との差額を支給するよう所要の改定を行う必要がある。

ウ 高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止

ア及びイの改定を行ったとしてもなお残る公民較差を解消する措置として、行政職6級相当以上で55歳を超える職員に対する給料等の1%減額措置を廃止する必要がある。

エ 特別給

人事院勧告及び民間の支給状況は先に述べたとおりとなっている。

特別給については、民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月分とする必要がある。

また、勤務実績に応じた給与を推進するため支給月数の引き上げ分は勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

これらの改定により、行政職員の平均年間給与は改定前に比べ約95,000円（1.66%）増加することになる。

オ 改定の実施時期

これらの改定は、平成27年4月の県職員給与と民間給与の較差を改善するためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。ただし、エの特別給に係る改定のうち、平成27年12月期の支給月数の改定については平成27年12月1日から、平成28年度以降の支給月数に係る改定は平成28年4月1日から実施する必要がある。

5 給与制度の総合的見直しに関する事項について

平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しにおいて、段階的に実施することとしている地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額等の引上げについては、平成28年4月から、次のとおり、人事院勧告に準じた改定を行う必要がある。

(1) 地域手当

平成28年4月1日から給与条例に定める支給割合に引き上げること。

(2) 単身赴任手当

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定すること。

加算額の限度について、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定すること。

Ⅱ 公務運営の改善について

1 人材の確保、育成等

(1) 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

人材の確保については、第1次試験の県外実施や社会人を対象とした職員採用試験の職種拡大等を行い、多様で有為な人材の確保に努めているところであるが、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の雇用情勢の影響等により、依然として厳しく、職種によっては受験者の確保が容易ではない状況にある。

このため、これまで以上に各任命権者と連携を図りながら、公務の魅力を発信するため積極的に広報活動を実施するとともに、試験の実施方法や区分試験の在り方など、試験制度の改善について、引き続き検討を進めていく必要がある。

また、人材の育成については、限られた人員の下、効率的な行政運営を進めていくために、職員の自己啓発等の支援を充実させるとともに、職員一人ひとりの能力を高めるための研修を実施するなど、継続的・計画的な人材の育成を推進していく必要がある。

(2) 人事評価制度の導入に向けた取組

国においては、平成21年度から人事評価制度が導入され、人事配

置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、職員の任免、給与等の処遇の決定に当たっての根拠となるなど、能力・実績に基づく人事管理を推進しているところである。

本県においては、平成28年度からの人事評価制度の導入に向け、現在試行中であるが、その状況を踏まえながら、効果的な人材育成や組織の活性化等を図る観点から、公平性や客観性、透明性の高い制度となるよう適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

本県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会を実現することを目指し、「第2次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取組が進められている。

このような中、今般、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されたところであり、県においては、事業主としての責務を含め、さらに効果的な取組を推進していく必要がある。

男女がともに県の政策・方針決定過程に参画することは、男女共同参画社会の実現の基盤をなすとともに、多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現する観点からも、積極的に取り組むべき重要な課題である。

このため、各任命権者においては、引き続き女性職員が意欲を持って働くことのできる環境整備に取り組むとともに、女性職員の計画的な育成を行いつつ、管理職への登用をはじめ意欲と能力のある女性職員を幅広い分野に配置するなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

3 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続については、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとし、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等が定められている。

本県においても、再任用職員の能力及び経験を活用できる職務への配置や業務の執行体制の見直し等を行いながら、当面は、現行の再任用の仕組みにより雇用と年金の接続を適切に行っていく必要がある。また、今後の雇用と年金の接続の在り方に関する国の動向等にも十分留意していく必要がある。

4 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、より質の高い公共サービスを提供していくためには、それらを担う職員一人ひとりが使命感や充実感を感じながら職務に取り組むとともに、家庭や地域社会においてもライフ・ステージに応じて多様な生き方が実現できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を図ることが重要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持等の観点から重要な課題となっている。

各任命権者においては、事務の簡素合理化はもとより、一斉定

時退庁日の設定や事前命令の徹底など、一層の縮減を図る取組を進めているところであるが、依然として時間外勤務の多い職場が見受けられる。

管理・監督者は、恒常的な長時間勤務が、職員にとって心身の健康面だけでなく、仕事と生活の調和の推進を図る上でも多大な影響を及ぼすことに留意し、業務の平準化に努めるとともに、時間外勤務を命ずる場合は、必要性、緊急性を十分に吟味する必要がある。

イ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得促進については、各任命権者において、これまで様々な取組がなされてきたところであるが、年次休暇の平均取得日数が増加していく動きまでにはつながっていない状況にある。

このような中で、各任命権者は、本年度から、年次休暇等の取得目標日数を設定し、計画的な取得促進を図るなど取組を強化しているところであるが、今後も、職員が積極的に年次休暇等を取得できるよう実効性のある取組を進めていく必要がある。

ウ 勤務時間の弾力化

今夏、「夏の生活スタイル変革」（朝型勤務）が国民運動として展開され、本県においても知事部局や教育委員会等において、希望する職員を対象に、勤務時間を30分前倒しする夏の朝型勤務が実施されたところである。

職員のワーク・ライフ・バランスを推進するためには、より多様で柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいくことが重要であ

ることから、各任命権者においては、子育て・介護を行う職員の早出遅出勤務の導入などさらに勤務時間の弾力化に取り組むとともに、人事院勧告におけるフレックスタイム制については、公務運営の確保等の課題を含めて、国や他の地方公共団体の動向も見ながら調査検討を行っていく必要がある。

(2) 子育て・介護と仕事の両立のための支援

少子高齢化が進行する中、職員が子育てや介護をしながら安心して職務に取り組むことができるよう、これまで子育てや介護に係る各種制度が整備されてきたところであるが、依然として男性職員の育児休業等の利用が低いなど、これらの制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。このような状況を改善するためには、管理・監督者の理解をはじめとする職場の雰囲気づくりや、制度を利用する職員の業務のサポート体制の充実など、制度を活用しやすい環境づくりを図っていく必要がある。

また、各任命権者は、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（第3期）を本年4月に策定したところであるが、同計画に基づいて、職員が子育てと仕事の両立を図ることができるよう実効性のある取組を進めていく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策の更なる充実

メンタルヘルス対策については、これまでも各任命権者では重要課題と位置づけ、様々な対策に取り組んできたところであり、メンタル面に起因する平成26年度の休職者数は、平成25年度と比べて減少したものの、休職者全体に占める割合は依然として高く、約6割となっている。

職員が健康を害すれば、本人の公務遂行能力の低下のみならず、職場の活力にも影響を与えるなど、効率的な行政運営に支障を来すことから、今後とも、職員自身によるセルフケアの知識の修得や管理・監督者等による適切なケアはもとより、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の円滑な導入など、メンタルヘルス対策の更なる充実を図っていく必要がある。

(4) 職場における執務環境の改善

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員に対し大きなストレスを与え続けるだけでなく、潜在化しやすい傾向があることから、その防止及び排除に十分に取り組む必要がある。

このため、各任命権者においては、要綱の整備や相談体制の充実を図っているところであるが、今後とも職員の視点から見て相談しやすい体制が構築されているか常にチェックを行うとともに、管理・監督者をはじめ職場全体で、相談しやすい風通しの良い職場環境づくりに取り組むことが重要である。

なお、執務環境や勤務条件に関する職員の不満や悩みに対応していくため、本委員会においても、各任命権者との連携により、職員の苦情相談制度を引き続き適切に実施していくこととする。

5 信頼の確保

県民本位の県政を推進し的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、県民の信頼を確保することが最も重要である。

そのため、本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹

底について繰り返し言及し、各任命権者においても様々な取組が行われているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事の発生が続いている。

職員は、一人ひとりが常に県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して、公務員倫理、服務規律の保持に努める必要がある。

各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素からの指導をさらに徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、これまで以上に職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民からの信頼の確保に努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項、給与・勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は以上のとおりである。

その結果、本年の勧告においては、平成27年4月の公民較差等に基づき、人事院勧告に準じた月例給及び特別給の引上げを行うとともに、民間給与並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図るため、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直しなどの所要の措置を講じることとした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

以上、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- ① 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,300円とすること。
- ② 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

① 平成27年12月期の支給割合

a b から d 以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては、

0.4月分) とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分(再任用職員にあっては、0.5月分) とすること。

c 給与条例第3条第5項に規定する職員(大学の学長)

勤勉手当の支給割合を0.9月分(再任用職員を除く。) とすること。

d 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員(特定任期付職員)

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

② 平成28年6月期以降の支給割合

a bからd以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(再任用職員にあっては、0.375月分) とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、0.475月分) とすること。

c 給与条例第3条第5項に規定する職員(大学の学長)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分(再任用職員を除く。) とすること。

d 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員(特定任期付職員)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

(3) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し

- ① 平成27年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）第1条の規定による改正前の給与条例又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）第1条の規定による改正前の市町村給与条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（相当する額を含む。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- ② 平成27年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員（①の職員を除く。）について、①による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、①に準じて、給料を支給すること。
- ③ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して①又は②による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、①又は②に準じて、給料を支給すること。

(4) 高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止

給与条例附則第13項から第16項まで及び市町村給与条例附則第13項から第15項までの規定による55歳を超える職員の給料月額の減額支給等の措置を廃止すること。

2 実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの①については平成27年12月1日から、1の(2)のイの②については平成28年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800

	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
用職	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
員以	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
外の	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
職員	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				

	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400	380,300					
	95		294,000	341,900	380,700					
	96		294,400	342,300	381,100					
	97		294,600	342,400	381,400					
	98		294,900	342,900	381,900					
	99		295,300	343,300	382,300					
	100		295,700	343,600	382,700					
	101		295,900	343,900	383,000					
	102		296,200	344,300						
	103		296,600	344,700						
	104		296,900	345,100						
	105		297,100	345,600						
	106		297,400	346,000						
	107		297,800	346,400						
	108		298,100	346,800						
	109		298,300	347,300						
	110		298,700	347,700						
	111		299,100	348,000						
	112		299,400	348,300						
	113		299,500	348,800						
	114		299,800							
	115		300,100							
	116		300,500							
	117		300,700							
	118		300,900							
	119		301,200							
	120		301,500							
	121		301,900							
	122		302,100							
	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300

	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
再任	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
用職	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
員以	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
外の	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
職員	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		

85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900		
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300		
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,700		
97	302,900	326,900	353,700	384,500	416,000		
98	304,100	328,200	354,900	384,900	416,400		
99	305,300	329,500	356,000	385,500	416,800		
100	306,500	330,800	357,200	386,000	417,200		
101	307,700	332,200	358,300	386,400	417,500		
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			
123	322,800	351,500	371,800	396,200			
124	323,300	351,900	372,200	396,700			
125	323,600	352,300	372,700	397,100			
126		352,700	373,200	397,600			
127		353,200	373,700	398,000			
128		353,600	374,200	398,500			

	129		354,000	374,500	398,900					
	130		354,400	375,000	399,400					
	131		354,800	375,500	399,800					
	132		355,200	376,000	400,300					
	133		355,400	376,300	400,700					
	134		355,900	376,800						
	135		356,300	377,200						
	136		356,600	377,600						
	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任 用職 員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400
	2	212,200	273,700	321,000	405,700
	3	214,400	276,500	324,100	408,100
	4	216,600	279,300	327,200	410,600
	5	218,700	282,200	330,400	413,000
	6	220,900	284,700	333,200	415,500
	7	223,100	286,900	336,000	417,900
	8	225,200	289,300	338,700	420,400
	9	227,500	292,000	341,700	422,300
	10	229,900	294,500	344,800	424,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200
	12	234,700	299,500	351,200	429,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500
	15	241,800	306,100	358,800	435,700
	16	244,200	308,200	361,400	438,000
	17	246,300	310,400	364,000	440,300
	18	249,400	312,600	366,200	442,700
	19	252,500	314,700	368,500	445,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400
	21	258,500	318,800	372,800	449,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800
	23	264,400	324,000	377,000	454,200
	24	267,300	326,800	379,100	456,500
	25	270,100	329,100	380,900	458,500
	26	272,700	331,300	382,700	460,700
	27	275,200	333,600	384,600	462,800
	28	277,900	336,100	386,500	465,000
	29	280,800	338,500	388,500	467,100
	30	283,200	340,700	390,200	469,400
	31	285,400	342,800	391,900	471,600
	32	287,800	344,900	393,600	473,700
	33	290,400	347,100	395,400	475,600
	34	292,600	349,400	397,200	477,700
	35	295,100	351,700	398,800	480,000
	36	297,500	353,900	400,600	482,200
	37	300,000	355,900	401,900	484,300
	38	301,700	357,900	403,500	486,300
	39	303,500	360,000	405,100	488,200
	40	305,200	361,900	406,700	490,100
	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000
	43	309,000	367,600	411,100	495,700
	44	309,900	369,400	412,700	497,600

	45	310,900	371,400	414,100	499,500
	46	312,000	373,200	415,700	501,300
	47	313,100	374,800	417,100	503,100
	48	314,200	376,600	418,700	505,000
	49	315,200	378,500	420,100	506,700
	50	316,300	380,100	421,400	508,400
	51	317,200	381,900	422,700	510,200
	52	318,200	383,600	424,000	512,100
	53	319,400	384,900	424,700	513,700
	54	320,400	386,400	425,700	515,300
	55	321,500	387,800	426,600	517,000
	56	322,500	389,400	427,500	518,600
	57	323,600	390,800	428,400	520,200
	58	324,700	392,200	429,300	521,500
	59	325,800	393,500	430,200	522,800
	60	326,800	395,000	431,100	524,000
再任	61	327,900	396,300	432,000	525,200
用職	62	328,900	397,700	432,900	526,200
員以	63	330,000	399,200	433,900	527,200
外の	64	331,100	400,700	435,000	528,200
職員	65	332,000	401,700	435,900	528,800
	66	333,100	402,800	436,900	529,700
	67	334,000	403,800	437,900	530,600
	68	335,100	404,900	438,800	531,500
	69	336,000	405,900	439,800	532,400
	70	337,100	406,800	440,800	533,200
	71	338,100	407,600	441,700	533,900
	72	339,200	408,400	442,700	534,400
	73	339,800	409,200	443,700	535,100
	74	340,800	410,100	444,600	535,600
	75	341,800	410,900	445,500	536,400
	76	342,800	411,700	446,500	537,000
	77	343,800	412,400	447,300	537,500
	78	344,800	412,800	447,800	
	79	345,700	413,100	448,500	
	80	346,600	413,400	449,100	
	81	347,600	413,700	449,900	
	82	348,600	414,000	450,600	
	83	349,600	414,200	450,900	
	84	350,600	414,500	451,500	
	85	351,200	414,800	451,900	
	86	351,800	415,100	452,200	
	87	352,400	415,400	452,500	
	88	353,000	415,700	452,800	
	89	353,600	415,900	453,100	
	90	354,000	416,200		
	91	354,400	416,500		
	92	354,900	416,800		
	93	355,400	417,000		

	94	355,800	417,300		
	95	356,300	417,600		
	96	356,800	417,900		
	97	357,400	418,100		
	98	357,900	418,400		
	99	358,300	418,700		
	100	358,800	418,900		
	101	359,200	419,100		
	102	359,700	419,400		
	103	360,000	419,700		
	104	360,500	419,900		
	105	361,000	420,100		
	106	361,400			
	107	361,900			
	108	362,400			
	109	362,800			
	110	363,300			
	111	363,800			
	112	364,200			
	113	364,600			
	114	365,000			
	115	365,500			
	116	365,900			
	117	366,300			
	118	366,700			
	119	367,200			
	120	367,600			
	121	367,900			
	122	368,300			
	123	368,800			
	124	369,100			
	125	369,500			
	126	370,000			
	127	370,500			
	128	370,900			
	129	371,300			
	指定1				706,000
	指定2				761,000
	指定3				818,000
再任用職員		281,600	292,600	314,500	398,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	

	45	234,600	293,400	358,700	409,400
	46	236,000	295,900	360,700	410,700
	47	237,300	298,300	362,700	412,200
	48	238,600	301,000	364,700	413,800
	49	240,100	303,400	366,500	415,500
	50	241,600	305,800	368,300	416,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500
	52	244,300	310,700	372,200	420,000
	53	245,600	313,100	374,100	421,700
	54	246,800	315,300	375,900	423,200
	55	248,200	317,400	377,700	424,800
	56	249,400	319,600	379,400	426,400
	57	250,700	321,900	380,900	427,900
	58	251,800	324,000	382,500	429,400
	59	253,000	326,200	384,200	430,600
	60	254,200	328,200	385,900	431,800
再任	61	255,500	330,400	387,100	433,000
用職	62	256,900	332,500	388,500	434,300
員以	63	258,300	334,700	389,900	435,600
	64	259,500	336,900	391,200	436,800
外の	65	260,900	338,800	392,600	438,000
職員	66	262,400	341,000	393,800	439,200
	67	264,000	343,100	395,200	440,400
	68	265,700	345,300	396,600	441,600
	69	267,200	347,300	397,900	442,800
	70	268,600	349,200	399,200	444,000
	71	270,000	351,300	400,600	445,200
	72	271,500	353,300	401,900	446,400
	73	272,600	355,100	403,200	447,500
	74	274,000	357,000	404,600	448,100
	75	275,400	358,800	406,000	448,600
	76	276,700	360,700	407,300	449,100
	77	278,100	362,600	408,500	449,600
	78	279,300	364,300	409,700	
	79	280,500	366,000	411,000	
	80	281,700	367,600	412,400	
	81	282,900	369,100	413,700	
	82	284,100	370,600	414,900	
	83	285,300	372,100	415,900	
	84	286,500	373,500	417,100	
	85	287,700	374,600	418,300	
	86	288,800	376,000	419,500	
	87	290,000	377,400	420,700	
	88	291,200	378,700	421,700	
	89	292,400	380,000	422,800	
	90	293,500	381,300	423,800	
	91	294,700	382,500	424,800	
	92	295,900	383,800	425,800	

93	296,700	385,100	426,700
94	297,700	386,200	427,500
95	298,800	387,500	428,300
96	300,000	388,700	429,100
97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	

141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
154	327,500				
155	327,800				
156	328,100				
157	328,300				
158	328,500				
159	328,800				
160	329,100				
161	329,300				
162	329,500				
163	329,800				
164	330,100				
165	330,300				
166	330,500				
167	330,800				
168	331,100				
169	331,300				
170	331,500				
171	331,800				
172	332,100				
173	332,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考（１） この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（２） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
再任	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
用職	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
員以	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
外の	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
職員	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
	88	277,700	328,900	395,800		
	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700	396,700		
	91	281,100	330,200	397,200		
	92	282,300	330,700	397,900		

	93	283,300	331,000	398,300		
	94	284,300	331,400	398,800		
	95	285,300	331,900	399,300		
	96	286,300	332,400	400,000		
	97	286,900	332,900	400,400		
	98	287,800	333,400	400,900		
	99	288,500	333,900	401,400		
	100	289,400	334,400	402,100		
	101	290,300	334,900	402,500		
	102	291,000	335,400	403,000		
	103	291,700	335,900	403,500		
	104	292,400	336,400	404,200		
	105	293,100	336,900	404,600		
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100

	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
再任	61	390,100	464,700	515,900	566,800
用職	62	390,600	465,400	516,700	567,700
員以	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
外の	65	391,800	467,500	519,300	570,400
職員	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		

	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500

	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
再任	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
用職	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
員以	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
外の	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
職員	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100	386,700		
	87		288,500	324,400	345,400	387,100		
	88		288,700	324,800	345,700	387,500		
	89		289,100	325,200	346,100	387,900		
	90		289,300	325,600	346,400	388,400		
	91		289,500	326,000	346,800	388,800		
	92		289,700	326,400	347,100	389,200		
	93		290,100	326,700	347,500	389,600		
	94		290,300	326,900	347,800			

	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300

	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
再任	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
用職	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
員以	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
外の	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
職員	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,300
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,700
97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,100
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	

	45	233,700	267,200	356,400	378,500
	46	235,200	269,400	358,100	380,100
	47	236,600	271,600	359,700	381,700
	48	238,000	273,700	361,300	383,200
	49	239,400	276,000	362,700	384,600
	50	240,800	278,000	364,200	386,100
	51	242,300	280,000	365,800	387,600
	52	243,500	282,000	367,400	389,000
	53	244,700	283,900	368,900	390,200
	54	246,100	286,400	370,400	391,500
	55	247,400	288,700	371,900	392,600
	56	248,600	291,200	373,400	393,700
	57	249,900	293,400	374,900	395,100
	58	251,100	295,900	376,300	396,300
	59	252,200	298,300	377,700	397,500
	60	253,400	301,000	379,000	398,800
再任	61	254,800	303,400	379,900	400,000
用職	62	256,100	305,800	381,100	401,000
員以	63	257,300	308,300	382,300	402,400
外の	64	258,300	310,700	383,400	403,700
職員	65	259,300	313,100	384,300	404,900
	66	260,700	315,300	385,500	406,000
	67	262,200	317,400	386,500	407,200
	68	263,700	319,600	387,600	408,300
	69	265,300	321,900	388,800	409,300
	70	266,800	324,000	389,800	410,500
	71	268,300	326,200	390,900	411,700
	72	269,800	328,200	392,100	412,900
	73	271,000	330,400	393,100	413,500
	74	272,200	332,500	394,200	414,300
	75	273,500	334,700	395,300	415,000
	76	274,800	336,900	396,400	415,500
	77	276,200	338,700	397,300	415,800
	78	277,300	340,600	398,200	416,200
	79	278,500	342,500	399,200	416,600
	80	279,700	344,300	400,200	417,000
	81	281,000	346,100	401,000	417,300
	82	281,900	347,900	401,800	417,700
	83	283,100	349,600	402,500	418,100
	84	284,300	351,400	403,300	418,400
	85	285,300	352,800	404,000	418,700
	86	286,200	354,400	404,800	419,100
	87	287,200	355,900	405,500	419,500
	88	288,200	357,400	406,200	419,800
	89	289,300	358,800	406,800	420,100
	90	290,200	360,100	407,500	420,400
	91	291,100	361,500	408,000	420,700
	92	292,000	362,900	408,700	420,900

93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		
135		398,300		
136		398,600		
137		398,900		
138		399,200		
139		399,500		
140		399,800		

	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考（１） この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（２） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000